

利用実績のない事業への基金使用に疑問

プレミアム付商品券 市「分析や検証行っていない」

奈良市は新年度予算案の中、物価高騰対策としてプレミアム付商品券＝写真＝の発行を予定していました。この財源は当初、国の地方創生臨時交付金を活用するものでしたが、市の貯金にあたる「財政調整基金」を取り崩して事業展開しよう

とする内容になっていました。私は大地震や異常気象をはじめ、災害への備えに対して安心の一つになる財政調整基金を切り崩してまでプレミアム付商品券を発行すべきか、疑問視して質問しました。

私が市から聞き取り、調査した結果では、過去に奈良市が実施してきたプレミアム商品券の発行事業は、市の総世帯の3分の1しか利用していないことがわかりました。3分の1の利用にとどまっている事に対し市は「分析や検証は行っていない」としました。

総世帯の3分の1の利用しかない実績は、仮に富裕層や所得の中間層に利用されているものの、物価高騰対策としてこれに苦しむ方々に広く届く施策になっているのか、疑問があります。

また奈良市の標準財政規模から算出する貯金「財政調整基金」は、10パーセント程度の約82億円が望ましいとされていますが、令和5年度末で70億円しかありません。また他の事業で取り崩しているため、現段階ではこれより少なくなっていると思われます。

私はこれらの財政状況や、大地震をはじめとする災害への備えのため、そして物価高騰対策として行き届く施策であるかどうかという観点からプレミアム付商品券発行事業に反対。議会全体としてもこの事業には異論が相次ぎ、市は事業費を削除する新年度予算案を再提出しました。



先進事例紹介し改善求める「小1の壁問題」

小学校の登校時間が保護者の出勤時間より遅いなど、小学校入学後は保育園の環境と大きく変化するいわゆる「小1の壁」問題について、先進他市の事例を紹介し、共働きの保護者に寄り添う施策を市に求めました。

就学した児童を家に一人ぼっちにできない保護者らの悩みに対し、大阪府豊中市では、午前7時から警備員が校門を開け、体育館などで見守り隊が子どもたちを見守っています。

東京都三鷹市では、校庭開放を午前7時半から早める取り組みをされています。どちらも教職員に負担を強いるのではなく、民間委託です。

奈良市でもこれら「小1の壁」に向き合い、細やかな子育て世代の保護者のニーズに応えるよう、調査や施策の展開を強く求めました。

過度な地域への業務移管は負担を危惧

奈良市には49の自治連合会があり、このうち17の地域で自治協議会があります。市は地域へ業務の移行や移管を進めていこうとしています。防災や防犯、地域おこしなど、活性化に向けてそれぞれの地域で取り組んでいただいているのですが、高齢化が進み、担い手不足が深刻化している現状もあります。

これ以上の業務移行や移管は、対応し切れずトラブルになる可能性もあり、受け入れ可否など十分な議論と検討を行い、地域との合意形成を丁寧にするのを要望しました。

国宝級の展示でにぎわいを

4世紀後半とされる日本最大の円墳「富雄丸山古墳」で、国宝級とも言える日本最大の蛇行剣や、盾形銅鏡が出土しています。この展示について私は、しっかりと施設が必要ではないかと提言し、教育面や観光面でのにぎわい創出を市に求めました。

不公平感生じる公共交通への燃料費支援

燃料など物価高騰対策として市は、市内のバス運行会社やタクシー会社に支援を行うとして3000万円の補助金を新年度予算案に盛り込みました。地域公共交通を担うバスへの支援が主なものになります。

これに対して私は、公共交通機関への支援も大切な観点だが、燃料高騰で苦しんでいるのは、宅配業や物流業も同様。

国の交付金のメニューにもそうあり、公共交通機関だけでなく、他の業界への支援も講じなければ不公平感が生じると指摘しました。

市議会も同様にバス業者だけの支援は公平さを欠くなどの意見が多数を占めました。市は当初編成した新年度予算案からこの事業費を削除、再提案したものを市議会は可決しました。

公共交通基本条例 市民の意見なし、急ぐ制定に違和感指摘

奈良市は市議会3月定例会に「公共交通基本条例」を制定する議案を上程しました。これは、鉄道やバス、タクシー利用など「市民は、公共交通を積極的に利用するよう努めなければならない」とあり、市民の行動制限や義務を課すものではないかと、市の見解をたどしました。

市は「この条例は具体的な義務を課したり、権利を制限するものではない」とし、通常は制定に向けて広く市民の意見を聞く「パブリックコメント」を実施していません。実施しなかった理由についても「義務や権利を制限しない理念条例」との見解から、パブリックコメントを見送ったと説明しています。



市は制定しようと、バス事業者やタクシー事業者、鉄道事業者からは意見を聞いていると認めましたが私は「積極的に利用するよう努めなければならない」という条例文の案は、努力義務を課すものだ」と指摘。

また3月から施行しようとする市に対し「何か急がねばならない理由があるのか」とたどしました。市からは「バス事業者から複数のバス路線の維持について協議の申し入れをいただいております、各事業者の人材不足も深刻であることから、従来からの公共交通ネットワークを維持することが極めて困難で、喫緊の課題」と答弁しました。

私は「事業者側の意見はもらっているのだから、パブリックコメントを実施して市民利用者の意見を聞いた上で条例案を出すべき」と意見しました。またこの条例制定を急ぐことにも、大きな違和感があると指摘しました。

市議会としても、この条例制定は否決しました。